

神奈川県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則の改正の概要

1 改正の概要

個人情報の保護に関する法律の改正（以下「改正個人情報保護法」という。）により、令和5年4月1日から、これまで神奈川県個人情報保護条例に基づいて取り扱っていた県の個人情報は、改正個人情報保護法により取扱うこととなった。これに伴い、施行に必要な事項等を定める個人情報の保護に関する法律施行条例が制定（令和5年4月1日施行）され、神奈川県個人情報保護条例は廃止（令和5年3月31日施行）される。また、改正個人情報保護法の規定と整合を図るため、神奈川県情報公開条例の一部改正も行われた。

これに伴い、神奈川県情報公開条例施行規則の一部を改正する。

2 改正の内容

主な改正の内容	改正規定
情報公開条例の改正に伴い、行政文書の範囲の変更、公開の実施申出にかかる手続規定の追加等の規定の改正及び様式の追加等を行う。	第2条、第3条、第4条、第7条、第9条、第11条～第17条、様式第1号～第13号

3 施行日

令和5年4月1日